

## 味 爽 抄

## 北野會所連歌新法その他

金子金治郎

嚴島神社の野坂元定氏御所藏に係る古寫本「古體連歌」は次に誌す如き四部の内容を有つ。

(1) 大田垣忠説獨吟自註

(2) 北野會所連歌新法

(3) 宗祇等於大内殿何船連歌一折

(4) 宗祇連歌新式

右の標題は原本に斯うあるのでなく、筆者が便宜的に標記したものである。題簽に「古體連歌」とあるのは、四部の中、主として大田垣忠説獨吟自註を指示する名稱として使用されたらしい。

(1) 大田垣忠説獨吟自註

筆者の假稱で、原本には何等標題なく、開卷第一葉に次の序文がある。

此百韻の連歌一句の模様並に付句の角説をかたはしに書つけ侍るへき由愚息所望せしむる問いさ（か）□心さしをのへ侍るなり毎句あさかの沼の花の名のかつみとこるも□く難波の梅の草□しき事のみな□  
ふる海士のたく□

（原本は蝕書の爲判讀し難い所が多い。略讀み得る所は括弧を施して右側に註した。以下同）

判讀し難い所もあるが「あさかの沼の花の名のかつみとこるも□く云々」に依つても自作百韻たるは明瞭で、それに自註を施して子息に附與したものと知られる。内容

の一端を示す爲に發句とその自註とを擧げてみる。

□山は雪(とをふ)

ことなる事もなき發句□夏(也)□葉(2)しけりたる躰は

冬の深雪よ□ふかしと申はかりなり

發句の不明なのは遺憾であるが、脇句は「みねの時雨やうつ蟬のこゑ」とあり、以下各句に亘つて比較的詳細深切なる自註が加へられてゐる。尤も右の例に見る如き蝕害も多く、又第九十二句(懷紙にすれば名殘の表の最後の句)は一句脱落してゐる等完全とは稱し得ない。

斯くして自註の本文の最後に、「大田垣能登守忠説獨吟」と誌され、これが右百韻自註の作者と知られる。大田垣は日下部氏の流で、但馬國の著姓である。一族の大田垣土佐守は山名宗全の家老であり、(應仁武鑑。校。補但馬考。)忠説も宗全に仕へたと思はれる。武人乍ら連歌にも堪能であつたらしく、同家中の關係もあつて高山宗砌に師事し、宗砌からの問書に砌塵抄がある。その作は新撰菟玖波集にも入集し、「世俗」發句切字」等にも散見してゐる。以上の如くであるが纏つた作品としてはこの獨吟一卷が唯一であ

る。

一體連歌に註の施されたのは何時に始まるか。現存最古の百韻を含む金澤文庫所藏の古懷紙群(元弘三年十月寺百韻。正慶元年九月十三) 廿三日夜稱名夜阿彌陀堂百韻等を含む)の中に初及び名殘のみの賦何木連歌斷簡があつて、發句

雪氣かとおもふさむさに成にけり

の脇

まさきのちりしみねの松風

の下に「非當季候」と註されてゐるのは、點者の評語かと思惟され、評語から、註釋の胚芽への發程を暗示してゐる。二條良基の著書中東北帝大本知連抄の如きは三儀五躰の各句體の説明中に註釋的操作の介在してゐる點が目につく。併し眞に註釋の名で呼び得るのは宗砌の著作に到つてからであらう。古今連談集中卷では北野千句中の自家の句を註解し、花能萬賀喜では古人及び自家の句に註してゐる。「宗砌句」(松井博士御所藏)の所々の附註も宗砌の自註かと思ふが、これには猶多少の疑義がある。一體に宗砌の仕事には斯うした地味な方面が多く、忠説の獨吟

自註も師の態度に學ぶものがあつたらうと思ふ。同じ七賢中でも宗砌とは種々な意味で對蹠的關係にあつた心敬にも亦註釋的勞作がある。「芝草」(太田武)「心敬連歌自註」(彰考館藏)等の自註がそれである。更に宗祇に到つては「竹林抄註」をはじめ「老葉」の自註、「淀の渡」「名所百韻註」等がある。斯く忠説と略同時代の主要作家に何れも註釋があり、然も多くは自註であつて、忠説の自註を生むべき客觀的状態は備つてゐたと言へる。併し右に擧げた註は殆ど全部發句又は二句一聯の付句であつて、僅かに「淀の渡」「名所百韻註」が百韻一卷に亘つてゐるに過ぎず、それも簡單に寄合を指摘した程度である。斯く見渡して來る時、忠説の獨吟自註は、一卷全體に亘つてゐる點に於て、又比較的詳細深切なる點に於て注目に價する。

(連歌註釋の現象は極めて大略を述べたに過ぎず、宗祇以後には全然觸れてない。)

## (2) 北野會所連歌新法

原本には單に、「宗砌爲宗匠定之」とあり、次の八項から成つてゐる。

一、花の友近年一句非人輪云々此儀不可也□友月をあるしなといふ事に混合無其理可爲人輪但依體也

一、餘花草花四本之内ニ可被用之

一、泊瀬寺事在山關ニ准テ山類ニ可被嫌之但可爲體用之外清見寺浦ニある關に准して水邊ニ可被嫌之自余寺同之難波寺非水邊

□氷室雪事殘雪分ニ可被用之

□木曾熊野鈴鹿路等之事芳野小野與等ニ准テ山類を可遁也

□布春也和布莉ハ夏也海松可爲夏

一、糞事生類ニ二句可嫌之

一、田□庵事准關屋居所ニ二句可被嫌之也

右條々文安五年七月廿五日於松梅院經評定畢。

從來北野會所連歌新法として知られてゐるのは、北野文叢卷九十七所載のそれであつて、全部二十二項目から成る。右の野坂氏本に、比較するに北野文叢本の第一項から第九項迄がそれに該當する。野坂氏本の一項少いのは第三項泊瀬寺の條の「清見寺浦にある關に准して」以下

が、北野文叢本では別に一項を成してゐる爲である。猶「氷室雪」の項が北野文叢本では第二項餘花の次に來て、順序が其の點だけ相違してゐる。更に第一項花の友の條の前後に北野文叢本は次の記述を持つてゐる。

北野會所連歌新法

文安五年六月廿一日

宗砌記之

凡式目外之法度依無名定或時諍論或時許詔而已然間遺一句之心底肖衆人之胸中出來者也所詮於每月十八日會席並二十五日御法樂座連日令申合之歷年可奉定之仍今日先記始一ヶ條爾矣

一、花の友（下略）

右此條今日宗匠事始會且注之了

二十二項と八項（北野文叢本では九項）の差違の外に右の如き相違を有するが、併しこの野坂氏本の出現に依つて次の點が明かにされよう。

宗砌が宗匠となつて北野連歌會所を奉行するに到つた文安五年六月二十一日に、宗砌は一方では奉行始めの連歌を催し（日發句。密傳抄。）同時に式目補訂の目的を以て最初に花

北野會所連歌新法その他

の友の一項を制定した。此の補訂は爾後毎月十八日の會席及び二十五日の法樂毎に逐次増加制定の豫定であると云ふのが北野文叢本の言ふ所である。従つて第二項餘花以下の二十一項はさうして逐次増加（一項宛か數項同時に出來たかは別問題として）されたものと推定されるのである。併しそこには成

長過程を示す確證はなかつたが、野坂氏本の出現がそれに最も有力なる材料を提供したのである。尤も野坂氏本の「右條々文安五年七月廿五日於松梅院經評定畢」では八項全部の成立を七月廿五日と思惟せしめるが、第一項の六月廿一日成立は勿論、以下も最初の豫定の如く六月廿五日七月十八日と逐次増加し、廿五日には早くも八項（北野文叢本九項）の成立を見たものと思ふ。

併し北野新法二十二項が右に述べた如き逐次増加の成立次序を忠實に傳へてゐるか、又二十二項が制定された全部であるか等の問題は残されてゐる。一箇所ではあつたが野坂氏本の順序と北野文叢本のそれと前後してゐた點を見ても此の疑問は深くされる。

茲で我々は所謂「宗砌嫌物」の考察に移らなくてはなら

ぬ。併し宗砌嫌物がその儘の形で現傳してゐるわけではなく、僅かに拾螢抄(新式)の解説と若干の引例に依つて佛を推察する程度に過ぎない。同抄に依れば能阿自筆新式には「嫌物事宗砌作」十八ヶ條が記載され、古一本新式には「宗砌嫌物十二ヶ條あり」が記載されてゐたと云ふ。而も能阿自筆新式と古一本新式とを比較した拾螢抄の解説に「新式追加宗砌嫌物等は大方同事也」とあるに依れば、宗砌嫌物は十八ヶ條と十二ヶ條の項数の差はあつても大體同様であつたらしい。(曖昧な言ひ方である。十八ヶ條中のとの意か、條項を無視して内容が全體的に同様と云ふ意か不明)更に拾螢抄中の引例に見れば宗砌嫌物から引いた六項の中五項迄は北野會所連歌新法二十二項中に指摘される。畏友伊地知哲夫氏は右の五項の同一を指摘して「宗砌嫌物は或ひは世に謂ふ北野會所連歌新法と同一(多少の減少は許して)のもの」(國語と國文學。昭和十年九月號。連歌新式歴史考)と言はれてゐる。北野會所連歌新法を北野文叢本(二十二項)と狭く限定する立場を去つて、それが逐次増加成長しつゝあつたものとの觀點に立つならば、宗砌嫌物を以て、北野會所連歌新法と呼ぶ事も許されるで

あらう。但し十二ヶ條十八ヶ條と逐次増加を示す数字が直ちに以て北野新法の成長過程を示すとは斷言し難い。

扱以上の如く宗砌嫌物と北野新法とを關係づける時、前者に在つて後者の二十二項中に存しない項目はどう解すべきか。拾螢抄可分別物の中「夕闇」の項に

宵闇といふ心也、よりて夕の字に五句、夜にいふに附へからす此夕闇の二字能阿自筆の本今案にも入らざる

也宗砌嫌物之詞也夫をこへ柏の入れたる也

とある夕闇の項は北野文叢本の二十二項中にはない。この事實は宗砌嫌物が北野會所連歌新法(二十二項と限定)たることを否定するものでなく、却て二十二項を有する北野文叢本北野新法が宗砌の制定した新法の全部を傳へたものでないことを物語るのではなからうか。次に擧げる專順法眼詞祕事の記載もそれを裏書きする。

面での連歌に森と云句に木からしと付氣色と付又萩と云句にかるとかやと付霞と付候へは此二句をあわせて名所になり候とて宗砌の時北野の會所會合に十八日に、きはるゝ事候。

文意から見て北野新法に入るべき制式であり、而も北野文叢本の二十二項中にないものである。斯く見て來れば北野會所連歌新法の名に呼ばれるものは二十二項よりも多數であり、北野文叢本はその一部と見做すべきである。とすれば二十二項の順序が逐次増加の次序を忠實に示してゐるかどうかも不明になる。その中にあつて唯野坂氏本の八項のみが七月廿五日以前に成つた事だけは確實に言へると思ふ。猶能阿自筆本の宗砌嫌物(十八條)中「神祇之宮」の條に「寶治二年六月二十五日御法樂之時聊有異論如此定申之也」とある。寶治は北條時賴執政の年號であるから、これは必ず書寫の誤であらうが、若しその治が徳の草體からの誤寫と見得るならば即ち寶徳二年となつて、文安五年から三年目に相當し、式目補訂の事業がその頃まだ行はれてゐたと考へられる。

此の制定者は宗砌であるが、北野文叢本にも「令申合之」とあり、野坂氏本にも「經評定」とあつて、宗砌を中心合議の結果制定されたと思はれる。猶北野文叢本では「贊事」の條が

北野會所連歌新法その他

贊事生類に二句可被嫌之由、依關白殿御氣色定申之となり、關白は恐らく一條兼良なるべく(兼良の第一次關白は文安四年から享徳二年迄)新法制定に兼良も多少とも關與してゐたらうと推測せしめる。この新法と享徳元年の新式今案とが密接に關係付けられて行く因由もその邊に求められるであらう。

(3) 宗祇等於大内殿何船連譚一折

原本は單に「何船」と誌し、下に「於大内殿連譚其内一折」とある。第三迄を擧げると

若竹の生ひのほる末や千世の坂

宗祇

穗□もこゆるなつ草の露

政弘

夕風のすゝしき庭に月晴て

室作

以下初懷紙一折二十二句だけである。

「於大内殿」とあり、脇の大内政弘の外に杉次郎左衛門尉弘相、相良遠江守正任、門司下總守能秀等大内家關係の作者が多く、恐らく山口の大内氏館の會合であらう。宗祇の山口下向は前後二回で、初度は文明十二年、次回は長享三年である。初度の下向には「筑紫道の記」の外に、大内政弘との一座一卷、豊浦宮に於ける一卷等の作

を遺し、次回の作品は「種玉庵山口下向後の連歌」(連歌集第三)として傳へられてゐるが、この一折はそれ等の中に見當らない。初度の作か次回の作かは未詳である。

#### (4) 宗祇連歌新式

標題は「連歌嫌様事」とのみある。内容は連歌用心抄(上野帝國圖書館)所收の宗祇の連歌新式と同様であるが、完全ではなく終の部分に缺如してゐる。用心抄の新式は、奥に

右條々祇公上人談也所定置也

文明壬曆春日 杉原伊賀入道

とあるものである。

宗 伊判

以上「古體連歌」の内容の紹介に兼ねて若干の解説を試みた。今筆を擱くに當つて祕籍の閲覽を御許し下さつた野坂元定氏の御厚意に深く感謝する次第である。

(昭和十年十月十一日稿)

## 「お夏清十郎」と「おさん茂右衛門」

——作家・文學形態・構想に關する覺書——

清 水 悟 郎

對象・方法 デイルタイが、文藝を以て、人生を理解する最も重要な機關であるとなしてゐるやうに、文藝が人生解釋の重要な地盤である事は、何人も敢て疑はないところであらう。然し乍ら、所謂藝術も文學も、單なる現實の模倣でもなければ人生の反映であるのでもない。ハーマンによれば、それは「高き水準へと審美的に高揚

された人生以上のあるもの」でなければならぬ。即ち「構想力の表象としての美的理念の添加」と言ひなされるものを、人々は多くの作品の上に如實に看取することが出来るであらう。文學乃至人生に對するより根源的な理解の立場の一つを此處に求め、作家、文學形態、構想及び時代に對する關心を中心として西鶴並に、近松に